
企業会計基準委員会の活動状況 国際対応の状況

本資料の目的

1. 本資料では、第 49 回企業会計基準諮問会議（2023 年 11 月 22 日開催）の後の企業会計基準委員会の活動状況のうち、国際対応の状況について報告する。

国際対応の状況**のれんに関する IASB 並びに FASB の審議の状況及びその他の国際対応の状況****（IASB における検討状況）**

2. IASB では、企業結合について、合理的なコストでより有用な情報を財務諸表利用者に提供するという目的を達成するため本プロジェクトを基準設定の作業計画に追加して審議を行ってきた。
3. 2023 年 9 月の IASB ボード会議では、経過措置とデュー・プロセスのステップに関する議論が行われ、公開草案の書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施した旨が確認された。
4. IASB は、2024 年 3 月の公表を目途として、ディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」で示された予備的見解に関する再審議の結果を踏まえ次の内容を含む公開草案を作成する予定としている。
 - (1) IFRS 第 3 号「企業結合」：特に、企業結合の業績について企業が開示する情報の改善
 - (2) IAS 第 36 号「資産の減損」：特に、のれんを含んだ資金生成単位の減損テストの見直し

（FASB における検討状況）

5. FASB は 2022 年 6 月 15 日のボード会議で、当該プロジェクトについてテクニカルアジェンダから除く暫定決定を行った以降、ボード会議でのれんについての議論は行われていない。

(その他の国際対応の状況)

6. 2023年6月22日に証券監督者国際機構(以下「IOSCO」という。)は、企業ののれんに係る減損損失が十分に又は適時に認識されていない可能性があることへの懸念から、市場関係者に対してインプットを求めるためIOSCO市中協議文書「のれんに関するコンサルテーション」(以下「本協議文書」という。)を公表した。企業会計基準委員会からも、これまでののれんの償却に関する意見発信を基礎として2023年9月15日に本協議文書に対するコメント・レターを提出した。
7. IOSCOは2023年12月15日に、本協議文書に対して市場関係者から寄せられたフィードバックとこれに基づく各市場関係者に対する提言を含む、最終報告書「のれんの会計処理に関する提言」を公表した。報告書では、のれんに関する会計処理や開示を通じて投資家の判断に資するよりよい情報が提供されることが重要であるとされ、各市場関係者が役割を果たすための提言が示されるとともに、IOSCOもそれらの取組みをモニターしていくとしている。

基本財務諸表プロジェクト(財務業績の計算書の表示)に関するIASBの審議の状況

8. IASBでは、公開草案「全般的な表示及び開示」に寄せられたフィードバックを踏まえた再審議を行ってきたが、2023年6月のIASBボード会議をもって本プロジェクトに関する会計のテクニカルな審議はすべて終了した。これを受け2023年7月のIASBボード会議では、再公開を行わず書面投票プロセスに進むことが決定された。IASBは、新たなIFRS会計基準書(IFRS第18号)のドラフトと整理論点(Sweep issue)に関する審議を行い、書面投票プロセスを進めている。
9. IFRS第18号は、IAS第1号「財務諸表の表示」を置き換えるものであり、以下に関する新たな要求事項を含むものとなる。同基準書は、2024年第2四半期に公表される予定であり、2027年1月1日以降開始事業年度(早期適用は認められる)から遡及適用される。
 - (1) 営業利益の小計の表示
 - (2) 経営者が定義する業績指標(MPM)の開示
 - (3) グルーピング(分解と集約)に関する要求事項の拡充

財務諸表における気候関連及びその他の不確実性に関するIASBの審議

の状況

10. 2021年に実施されたIASBの第3次アジェンダ協議のフィードバックから、IASBは財務諸表における気候関連のリスクを作業計画に追加することを決定し、2023年3月に的を絞ったプロジェクトが開始された。
11. IASBは、2023年7月に財務諸表における気候関連リスクに関する利害関係者の懸念、その原因、対応方針及びプロジェクトの範囲について、会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)のメンバーに意見を求め、これに対して、企業会計基準委員会では次の意見発信を行っている。
 - (1) 財務諸表は利用者のすべての情報ニーズに応えるものではなく、財務諸表に何が記載されるべきで、何が記載されるべきでないのかという点で、利害関係者の期待を管理することが非常に重要であると考えている。
 - (2) 財務諸表は基本的に過去と現在に関するものである一方、リスクは将来の不確実性に関するものであり、将来のキャッシュ・フローを参照する資産や負債の測定に限定されるため、会計基準全体を見直すのではなく、維持管理のレベルの修正にとどめるべきであると考えている。
12. IASBは、2023年9月のIASBボード会議において、財務諸表における気候関連リスクに関するプロジェクトの目的を一般化して、財務諸表における気候に関連する不確実性に加えてその他の不確実性の影響に関する財務情報の報告をカバーすることを決定するとともに、今後取り得るアクションについて、以下を決定した。
 - (1) IFRS会計基準の要求事項を気候関連及びその他の不確実性の影響の報告に適用する方法を例示するための設例を作成すべきかどうかの検討
 - (2) 見積りに関する情報の開示に関してのIFRS会計基準の要求事項の明確化又は拡充の検討
 - (3) IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」を気候関連のコミットメントに適用する際に企業が負債を認識する状況に関しての疑問点をIFRS解釈指針委員会に照会
 - (4) 長期間にわたり資産が非常に変動性の高い将来キャッシュ・フローにさらされている場合に使用価値を測定するためのIAS第36号「資産の減損」の適用に関する疑問についてIFRS解釈指針委員会と協議
13. 本件については2023年12月のASAF会議において今後の対応の可能性が

議論された。企業会計基準委員会からは、本資料第 11 項の意見を基礎として、利害関係者の懸念に対応する基準適用上の課題を具体的に整理することが必要である等の意見発信を行っている。

14. また、本資料第 13 項(3)に関連し、IFRS 解釈指針委員会は、2023 年 11 月の委員会で、気候関連コミットメントに関して、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」がどのように適用されるかについて審議し、アジェンダ決定案を公表した。
15. 企業会計基準委員会は、2024 年 2 月 1 日に当該アジェンダ決定案に対するコメント・レターを提出した。提出したコメント・レターでは、アジェンダ決定案の分析及び結論に同意するとともに、当アジェンダ決定案の分析が、IAS 第 37 号に基づき引当金を認識すべき時期を理解する上で、幅広い利害関係者に役立つと考えるとコメントしている。

適用後レビューに関する IASB の審議の状況

(IFRS 第 9 号：分類及び測定)

16. IASB は、2022 年に、2020 年から行ってきた IFRS 第 9 号「金融商品」(以下「IFRS 第 9 号」という。)-分類及び測定の適用後レビューを完了した。
17. 2023 年 3 月に IASB は、適用後レビューの結果、できるだけ早く対応することが必要なものと評価された事項、及び即時に対応するほど優先度は高くないが単一の公開草案に含めることが効率的と判断された事項に関する IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」における要求事項及び設例の修正又は追加を提案する公開草案「金融商品の分類及び測定の修正 (IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案)」を公表した。
18. 企業会計基準委員会は、2023 年 7 月 3 日に本公開草案に対するコメント・レターを提出した。提出したコメント・レターでは、FVOCI オプションを適用する資本性金融資産に関して純損益へのリサイクリングが提案されなかったことを遺憾に思うことについてもコメントしている。
19. IASB では、2023 年 9 月より当該公開草案に寄せられたフィードバックを踏まえた再審議が行われている。

(IFRS 第 9 号：減損)

20. IASB は、2023 年 5 月 30 日に、IFRS 第 9 号-減損の適用後レビューに関する

る情報要請を公表した（コメント期限は 2023 年 9 月 27 日）。

21. 企業会計基準委員会ではアウトリーチを実施し、2023 年 8 月より本情報要請に対するコメント・レターの文案について審議を行い、2023 年 9 月 26 日にコメント・レターを提出した。提出したコメント・レターでは、IFRS 第 9 号の減損に関する要求事項は、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の減損モデルで認識された問題点に対処しており、信用リスクの変化に関するより有用な情報を提供し、信用損失を適時に認識するという目的を概ね達成していると考えられるとコメントしている。
22. また、当該コメント・レターでは、減損の要求事項における信用リスクの著しい増大の判定、予想信用損失の測定及び信用リスクの開示に関して、関係者から寄せられたコメントを含めている。
23. IASB では、2023 年 11 月より本情報要請に寄せられたフィードバックを踏まえた再審議が行われている。

(IFRS 第 15 号)

24. IASB は、2023 年 6 月 29 日に、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第 15 号」という。）の適用後レビューに関する情報要請を公表した（コメント期限は 2023 年 10 月 27 日）。
25. 企業会計基準委員会ではアウトリーチを実施し、2023 年 9 月より本情報要請に対するコメント・レターの文案について審議を行い、2023 年 10 月 24 日にコメント・レターを提出している。
26. 企業会計基準委員会は、当該コメント・レターにおいて、IFRS 第 15 号が米国基準のトピック 606「顧客との契約から生じる収益」（以下「トピック 606」という。）と実質的にコンバージェンスされた会計基準であることを鑑み、国内外の比較可能性を高めるために、IFRS 第 15 号の要求事項を基本的にすべて取り入れる方針で日本基準を開発したこと、及び IFRS 第 15 号の導入には多大な時間と労力を必要としたことを述べたうえで、IFRS 第 15 号の要求事項を変更する場合には、当該変更によるコストを上回る便益があることの十分な証拠が必要であるとコメントしている。
27. また提出したコメント・レターでは、負の正味対価、ライセンス供与、残存履行義務の開示、IFRS 第 15 号と IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号との適用関係、IFRS 第 16 号に企業が本人か代理人かを検討する概念を含めることの検討などに関して、関係者から寄せられたコメントを含めている。
28. IASB では、2024 年 1 月より本情報要請に寄せられたフィードバックを踏

また再審議が行われている。

国際会議への参加等

29. 第 49 回企業会計基準諮問会議の後、以下の国際会議の参加等を行っている。

| | | |
|--------------------|----------------|---------------|
| 2023 年 11 月 24 日 | AASB リサーチフォーラム | 対面会議 |
| 2023 年 12 月 4 日 | ASAF 会議 | 対面及び ウェブ会議 |
| 2024 年 1 月 5 日・6 日 | FASB FRIC | 対面会議 |
| 2024 年 1 月 8 日 | カナダ AcSB との会合 | 対面会議 |
| 2024 年 1 月 29 日 | ASAF 会議（臨時開催） | ウェブ会議 |

以上